

三重県営業本部設置要綱の一部を改正する新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 首都圏営業拠点「三重テラス」、<u>「関西事務所」</u>を核とした首都圏および関西圏（以下、「首都圏等」という。）を最重要エリアとし、三重の「食」や「観光」、「歴史」、「文化」、「産業」及び「それらに関わる人々」などの魅力を、市町、事業者等と一体となり共感を呼び込む<u>国内外への情報発信等により誘客促進</u>や県産品の販路拡大を行うことにより、「県民力でめざす「幸福実感日本一」の一翼を担う<u>ものとする</u>。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>平成25年の神宮式年遷宮、平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年を絶好の機会と捉え</u>、首都圏営業拠点「三重テラス」を核とした首都圏および関西圏（以下、「首都圏等」という。）を最重要エリアとし、三重の「食」や「観光」、「歴史」、「文化」、「産業」及び「それらに関わる人々」などの魅力を、市町、事業者等と一体となり共感を呼び込む情報発信、<u>県内への誘客の促進</u>や県産品の販路拡大を行うことにより、「県民力でめざす「幸福実感日本一」の一翼を担う。</p>
<p>(基本取組)</p> <p>第2条 営業本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 首都圏等における<u>応援企業、応援店舗、応援団</u>の活用等、面的な情報発信による三重の認知度の向上と各部局の有するネットワークの活用による三重ファンの拡大</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>国内外からの誘客及び県産品の販路拡大等の推進</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>企業誘致の推進による雇用の場の確保、並びに三重県への移住・交流の促進</u></p> <p>(7) 市町、事業者等との継続的な情報共有の仕組みづくりと三重の魅力ある発信情報の掘り起こし</p> <p>(8) 部局横断的・効果的な活動につながる体制づくりと情報・提案・行動の共有</p>	<p>(基本取組)</p> <p>第2条 営業本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 首都圏等における応援店舗の活用等、面的な情報発信による三重の認知度の向上と各部局の有するネットワークの活用による三重ファンの拡大</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>応援企業、応援店舗等との連携による販路拡大の実施</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 市町、事業者等との継続的な情報共有の仕組みづくりと三重の魅力ある発信情報の掘り起こし</p> <p>(7) 部局横断的・効果的な活動につながる体制づくりと情報・提案・行動の共有</p>
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 本部員は、総括本部員兼営業部長、<u>戦略企画部長</u>、健康福祉部長、環境生活部長、地域連携部長、農林水産部長、雇用経済部長、スポーツ推進局長、南部地域活性化局長、観光局長、東京事務所長、関西事務所長及び首都圏営業拠点運営総括監の職にある者をもって充てる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 本部員は、総括本部員兼営業部長、健康福祉部長、環境生活部長、地域連携部長、農林水産部長、雇用経済部長、スポーツ推進局長、南部地域活性化局長、観光<u>・国際</u>局長、東京事務所長、関西事務所長及び首都圏営業拠点運営総括監の職にある者をもって充てる。</p> <p>5 (略)</p>

<p>6 営業本部活動の企画調整を行うため、<u>総括本部員兼営業部長</u>を総括とする営業本部推進チームを設置する。 営業本部推進チームは、本部員の属する部局の課長級の職員 <u>(三重テラスにあっては班長)</u> をもって充てる。</p>	<p>6 営業本部活動の企画調整を行うため、<u>雇用経済部雇用経済企画総括監</u>を総括とする営業本部推進チームを設置する。 営業本部推進チームは、本部員の属する部局の課長級の職員をもって充てる。</p>
<p>第4条～第6条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年7月5日から施行する。 この要綱は、平成25年7月11日から施行する。 この要綱は、平成26年4月23日から施行する。 <u>この要綱は、平成27年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第4条～第6条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年7月5日から施行する。 この要綱は、平成25年7月11日から施行する。 この要綱は、平成26年4月23日から施行する。</p>